

# 沼津市地域まちづくりプラン策定事業補助金交付要綱

平成18年6月13日市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、行政との協働のまちづくりを推進することを目的とした地域まちづくりプラン策定事業を実施する地域のコミュニティ団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域まちづくりプラン策定事業 地域コミュニティの組織強化と活動の活性化を図る中で行政との協働を推進するため、地域の特性を活かしたまちづくりプランを策定する事業をいう。
- (2) コミュニティ団体 地域住民の連帯意識と生活文化の向上を積極的に増進することを目的として、一定地域（原則として中学校区の単位をいう。）の住民により自主的に結成された団体をいう。

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象事業は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、地域まちづくりプラン策定事業のうち市長が認める事業とする。

- (1) 国又は地方公共団体が実施することとされているもの
- (2) 沼津市の他の補助制度の適用を受けるもの
- (3) その他市長が不適當であると認めるもの

(補助の対象経費)

第4条 補助の対象経費は、前条に規定する補助の対象事業の実施に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助の対象経費の一部とし、10万円を限度とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。